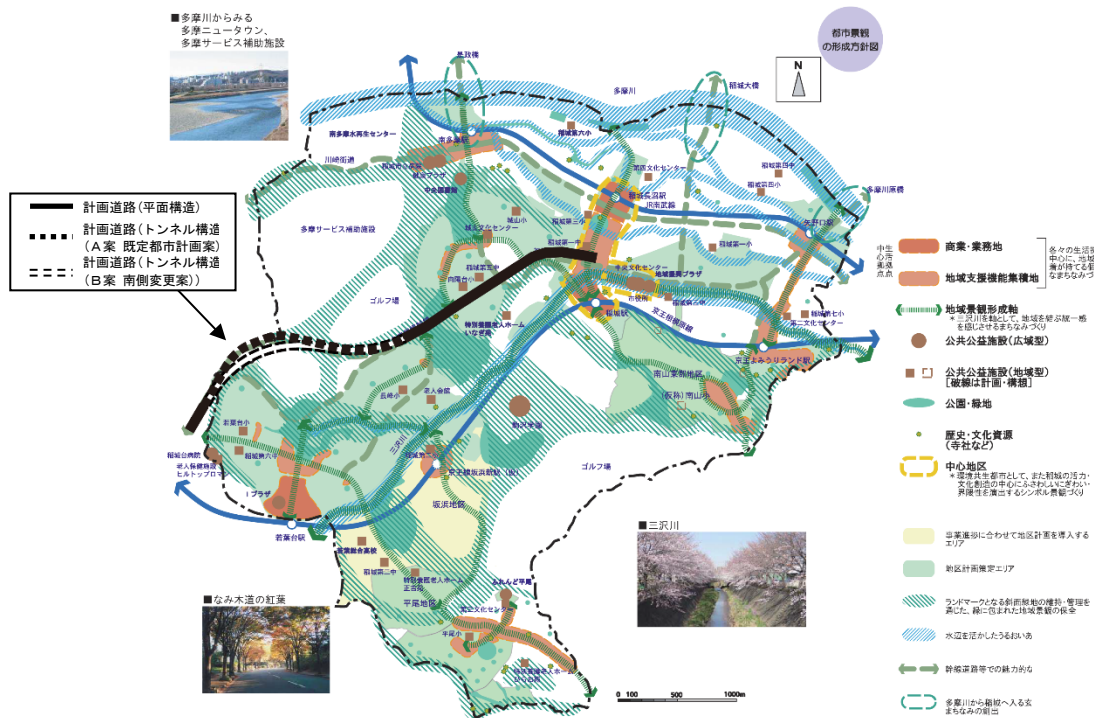


まちを彩り、地域の個性を演出する都市景観の形成方針を示します。



資料：「稲城市都市計画マスタープラン」（平成 25 年 3 月 稲城市）に計画道路を加筆

図 8.8-4 稲城市における地域区分図

オ 法令による基準等

東京都は、東京都景観条例（平成 18 年東京都条例第 136 号）を定めており、その中で、都を始め、国、区市町村及び公共的団体が施行する土木建築に関する事業（公共事業）に係る景観づくりのための指針として「公共事業景観形成指針（公共事業の景観づくり指針）」を策定し、事業者に対して、当該指針への適合努力を促しています。

このうち、道路についての指針は、「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性（地域の特性）の創出を工夫すること」が示されています。

計画道路及びその周辺には、自然公園法に基づく自然公園、都市計画法に基づく風致地区の指定はありません。

8.8.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、計画道路の存在による主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度としました。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、工事の完了後としました。

(3) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様としました。

(4) 予測方法

ア 主要な景観の構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度

既存資料等に基づく定性的予測としました。

イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

代表的な眺望地点の現況写真に、計画道路の完成予想図を重ね合わせたフォトモンタージュを作成し、現況写真との比較を行うことにより、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度を定性的に予測しました。

(5) 予測結果

ア 主要な景観の構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度

事業の実施に伴い、トンネル等区間ではトンネル坑口及びトンネル取付部が新たに出現し、現況の往復2車線道路が4車線道路となりますが、主要な景観構成要素である「多摩弾薬庫跡の樹林」及び地域景観を構成する樹林は改変されません。標準区間では現況の往復2車線道路が4車線道路となりますが、主要な景観構成要素である「向陽台地区の建物・まちなみ」及び地域景観を構成する樹林は改変されません。

なお、平面構造の車道の両側に植樹帯を設け、周辺の緑との連続性を確保します。ただし、中央帯に植栽がある区間については、一部植樹帯を設けない区間があります。また、周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めます。

以上のことから、主要な景観の構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度は小さいと予測します。

イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

代表的な眺望地点からの、現況と工事の完了後の眺望の変化の程度は、図 8.8-5 に示すとおりです。

事業の実施に伴い、トンネル等区間では往復4車線の計画道路が出現するとともに、中央部にトンネルの坑口が現れ、眺望に変化が生じます。標準区間でも往復4車線の計画道路が出現し、眺望に変化が生じます。

既存の街路樹を可能な限り保全するとともに、計画道路の車道の両側に植樹帯を設けることで連続した緑が出現します。

また、周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めます。

以上のことから、周辺景観との調和が図られ、眺望の変化の程度は小さいと予測します。

現 況	
工 事 の 完 了 後	
〈現 況〉 馬引沢南公園の樹林、多摩大学を眺望できます。多摩大学の奥に多摩弾薬庫跡の樹林を望むこともできます。尾根幹線のトンネルの西側坑口となる計画地も視認されます。 (平成28年10月撮影) 〈工事の完了後〉 事業の実施に伴い、往復4車線の計画道路が出現するとともに中央部にトンネルの西側坑口が現れ、眺望に変化が生じます。 既存の街路樹を可能な限り保全するとともに、計画道路の車道の両側に植樹帯を設けることで連続した緑が出現します。 また、周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めます。	 馬引沢南公園の樹林 多摩大学 多摩弾薬庫跡の樹林 トンネルの西側坑口 ：変化が見られる範囲

注) 計画道路の幅員構成や整備形態については、今後、関係機関との調整により変更となる場合があります。

図 8.8-5(1) 代表的な眺望点からの眺望の状況(地点1：弓の橋)

現 況	
工 事 の 完 了 後	
〈現 況〉 多摩弾薬庫跡の樹林を望むことができます。尾根幹線のトンネルの東側坑口となる計画地も視認されます。 (平成28年 7 月撮影) 〈工事の完了後〉 事業の実施に伴い、往復 4 車線の計画道路が出現するとともに中央部にトンネルの東側坑口が現れ、眺望に変化が生じます。 既存の街路樹を可能な限り保全するとともに、計画道路の車道の両側に植樹帯を設けることで連続した緑が出現します。	

注) 計画道路の幅員構成や整備形態については、今後、関係機関との調整により変更となる場合があります。

図 8. 8-5 (2) 代表的な眺望点からの眺望の状況(地点 2 : くじら橋)

現 況	
工 事 の 完 了 後	
〈現 況〉 直下には南多摩尾根幹線が奥（東方向）に延び、南多摩尾根幹線の中央帯が視認されるほか、稲城市の市街地、天神山東緑地の樹林を望むことができます。 （平成 28 年 10 月撮影） 〈工事の完了後〉 事業の実施に伴い、往復 4 車線の計画道路が出現し、眺望に変化が生じます。 既存の街路樹を可能な限り保全するとともに、計画道路の車道の両側に植樹帯を設けることで連続した緑が出現します。	 天神山東緑地の樹林 市街地 ：変化が見られる範囲

注）計画道路の幅員構成や整備形態については、今後、関係機関との調整により変更となる場合があります。

図 8. 8-5 (3) 代表的な眺望点からの眺望の状況(地点 3：竖谷戸橋)

現 況	
工 事 の 完 了 後	
〈現 況〉 背後に多摩丘陵と稲城市の市街地を望むほか、向陽台地区の建物・まちなみ、保健センター西側緑地の樹林を望むことができます。 (平成 28 年 10 月撮影) 〈工事の完了後〉 事業の実施に伴い、往復 4 車線の計画道路が出現し、眺望に変化が生じますが、現況道路地盤とほぼ同一高さで整備し、視点は道路を横断方向に視認する位置にあり距離があるため、現況の眺望景観からの変化はわずかです。	 ■ 変化が見られる範囲

図 8.8-5(4) 代表的な眺望点からの眺望の状況(地点 4 : ファインタワー)

8.8.3 環境保全のための措置

(1) 工事の完了後

工事の完了後における景観への影響を最小限にとどめるため、以下に示す環境保全のための措置を講じることとします。

【予測に反映した措置】

- ・平面構造の車道の両側に可能な限り植樹帯を設け（中央帯に植栽がある区間については、車道の両側に植樹帯を設けない区間が一部あります。）、周辺の緑との連続性の確保に努めます。
- ・可能な限り既存街路樹の保全を行います。
- ・電線類の地中化を図り、快適な道路空間の確保に努めます。

8.8.4 評価

(1) 工事の完了後

評価の指標は、「公共事業景観形成指針(公共事業の景観づくり指針)」(平成 19 年 4 月 東京都都市整備局)に定められた道路・鉄道・モノレールに係る景観づくり指針に基づき、「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特性)の創出に工夫すること」としました。

ア 計画道路の存在による主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度

事業の実施に伴い、トンネル等区間ではトンネル坑口及びトンネル取付部が新たに出現し、現況の往復 2 車線道路が 4 車線道路となりますが、主要な景観構成要素である「多摩弾薬庫跡の樹林」及び地域景観を構成する樹林は改変されません。標準区間では現況の往復 2 車線道路が 4 車線道路となりますが、主要な景観構成要素である「向陽台地区の建物・まちなみ」及び地域景観を構成する樹林は改変されません。

なお、平面構造の車道の両側に植樹帯を設け、周辺の緑との連続性を確保します。ただし、中央帯に植栽がある区間については、一部植樹帯を設けない区間があります。また、周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めます。

以上のことから、主要な景観の構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度は小さいと予測し、評価の指標とした「公共事業景観形成指針(公共事業の景観づくり指針)」(平成 19 年 4 月 東京都都市整備局)に基づく「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特性)の創出に工夫すること。」を満足します。

イ 計画道路の存在による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

事業の実施に伴い、トンネル等区間では往復 4 車線の計画道路が出現するとともに、中央部にトンネルの坑口が現れ、眺望に変化が生じます。標準区間でも往復 4 車線の計画道路が出現し、眺望に変化が生じます。

既存の街路樹を可能な限り保全するとともに、計画道路の車道の両側に植樹帯を設けることで連続した緑が出現します。

また、周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めます。

以上のことから、周辺景観との調和が図られ、眺望の変化の程度は小さいと予測し、評価の指標とした「公共事業景観形成指針(公共事業の景観づくり指針)」(平成 19 年 4 月 東京都都市整備局)に基づく「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域特性)の創出に工夫すること。」を満足します。